

各位

厚生労働省老健局からの依頼

マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知の御協力のお願いについて（依頼）

マイナンバーカードの取得等の促進については、貴社を通じて職員等に対する要請をご協力いただいているところですが、改めて、デジタル庁、警察庁交通局運転免許課、総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室、法務省民事局民事第一課、外務省領事局政策課海外法人マイナンバーカード支援室、同省領事局旅券課、及び厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室から、マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知について依頼がありましたので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 貴社の従業員等への周知について

貴社におかれましては、以下のとおり、従業員等に対して、マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知をしていただきますとともに、関連資料について情報提供いただきますようお願い申し上げます。

（1）周知にあたって

従業員等への周知にあたっては、資料として別添「マイナンバーカード利活用についてのお知らせ」、「参考資料」をご使用ください。

（2）関連資料について

関連資料につきましては、右記のQRコードのリンク先のデジタル庁ウェブサイト「広報資料」(https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources)のページ下部にある「マイナンバーカード活用等に関する周知用資料」をご参照ください。



※国民の皆様の利便性の観点からも、行政手続きや、所管業界における民間サービスにおいて、積極的にマイナンバーカードが身分証明書として活用されるよう取り組みをお願いします。具体的には、マイナンバーカードが本人確認書類として位置付けられていないものがないか確認をして、本人確認書類として利用できるよう確実に位置づけてください。また、住民票の写しの提出が求められるという場合には、情報連携あるいはマイナンバーカードの提示により提出を不要とする等の対応をお願いします。

2. 福祉施設・支援団体の方向け マイナンバーカード取得・管理マニュアルの活用について

マイナンバーカードの取得に支援が必要な方が、円滑にカードを取得いただけるよう、デジタル庁、総務省及び厚生労働省において、「福祉施設・支援団体の方向け マイナンバーカード取得・管理マニュアル」を作成しております。また、マイナンバーカードの暗証番号の設定・管理に不安がある方も安心してご利用いただけるよう、令和5年12月から暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードが導入されました。

高齢者の方々が健康保険証利用をはじめとするデジタル化のメリットを享受できるよう、黄団体ににおかれましては、マニュアルを踏まえ、高齢者のマイナンバーカードの取得に御協力いただきますようお願い申し上げます。

総務省ウェブサイト：https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

【概要】https://www.soumu.go.jp/main_content/000920147.pdf

【本編】https://www.soumu.go.jp/main_content/000920144.pdf

【資料編】https://www.soumu.go.jp/main_content/000920146.pdf

【概要】



【本編】



【資料編】

